

第八十四回国会
内閣
委員
會議
録
第一
号

本国会召集日(昭和五十二年十二月十九日)(月曜日)(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 正示啓次郎君

理事 木野 晴夫君	理事 中村 弘海君
理事 村田敬次郎君	理事 木原 実君
理事 鈴切 康雄君	理事 受田 新吉君
理事 逢沢 英雄君	理事 宇野 亨君
内田 常雄君	海部 俊樹君
小宮山重四郎君	関谷 勝嗣君
竹下 登君	中馬 辰猪君
塚原 俊平君	浜田 幸一君
藤田 義光君	増田 甲子七君
岩垂壽喜男君	上田 卓三君
上原 康助君	梅野 泰二君
安井 吉典君	山花 貞夫君
新井 彬之君	市川 雄一君
大内 啓伍君	柴田 睦夫君
中川 秀直君	

昭和五十二年十二月二十一日(水曜日)

午前十一時十七分開議

出席委員

委員長 正示啓次郎君

理事 木野 晴夫君	理事 中村 弘海君
理事 村田敬次郎君	理事 木原 実君
理事 鈴切 康雄君	理事 受田 新吉君
理事 逢沢 英雄君	理事 和男君
宇野 亨君	海部 俊樹君
関谷 勝嗣君	谷 洋一君
玉生 孝久君	中馬 辰猪君
塚原 俊平君	藤田 義光君
水平 豊彦君	渡辺 秀央君
岩垂壽喜男君	上田 卓三君
上原 康助君	安井 吉典君

出席國務大臣

新井 彬之君
大内 啓伍君
中川 秀直君

出席政府委員

文部大臣 砂田 重民君
國務大臣 稻村佐近四郎君
國務大臣 金丸 信君
(防衛庁長官)
人事院總裁 藤井 貞夫君
人事院事務局長 角野幸三郎君
給与局長 越智 通雄君
總理府總務副長 秋山 進君
總理府總務副長 秋山 進君

委員外の出席者

參議院議員 林 達君

内閣委員会調査 長倉 司郎君

委員の異動

十二月十九日

大内 啓伍君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

十二月二十一日
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第八十三回国会開法第一号)(參議院送付)
一般職の職員(第八十三回国会開法第二号)(參議院送付)
特別職の職員(第八十三回国会開法第三号)(參議院送付)
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(第八十三回国会開法第五号)(參議院送付)
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(第八十三回国会開法第六号)(參議院送付)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

國政調査承認要求に関する件

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第八十三回国会開法第一号)(參議院送付)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(第八十三回国会開法第四号)(參議院送付)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(第八十三回国会開法第五号)(參議院送付)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(第八十三回国会開法第六号)(參議院送付)

○正示委員長 これより會議を開きます。
まず、國政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。
今會期中、國の行政の改善を図り、公務員制度及び給与の適正を期する等のため、
一、行政機構並びにその運営に関する事項
二、恩給及び法制一般に関する事項
三、國の防衛に関する事項
四、公務員の制度及び給与に関する事項
五、榮典に関する事項
以上の各事項について、小委員会の設置、關係各方面からの説明聴取及び資料の要求等の方法により、國政調査を行うこととし、議長にその承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕
○正示委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○正示委員長 この際、理事会の協議に基づき、本日、本委員会に付託になりました内閣提出、参議院送付、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御承知のとおり、本案は、前国会におきまして、本院において原案のとおり議決の上参議院に送付したものを、参議院において継続審査に付し、本日、原案のとおり議決の上本院に送付してまいりましたものであります。

したがって、その趣旨はすでに十分御承知のことと存じますので、先ほどの理事会の協議のとおり、政府からの趣旨の説明を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○正示委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○正示委員長 本案に対し別に質疑の申し出もありませんので、直ちに討論に入ります。

討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○正示委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。(拍手)

○正示委員長 次に、理事会の協議に基づき、本日、本委員会に付託になりました内閣提出、参議院送付、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

御承知のとおり、ただいま議題となりました三法律案は、前国会におきまして、本院においていずれも原案のとおり議決の上参議院に送付したものを、参議院において継続審査に付し、本日、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の両案につきましては修正、特別職の職員に関する法律の一部を改正する法律案につきましては原案のとおり議決の上本院に送付してまいりましたものであります。

したがって、これら三法律案の趣旨につきましては、先ほどの理事会の協議のとおり、政府からの趣旨の説明を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○正示委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の両案は、今国会参議院において修正されたものでありますので、参議院内閣委員長代理、理事林道君より、その修正の趣旨について説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○正示委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

参議院内閣委員長代理、理事林道君。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○林(道)参議院議員 ただいま議題となりました

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に対する参議院の修正につきまして、その趣旨を御説明いたします。

政府原案では、両案とも、育児休業給付金の適用日が「昭和五十二年四月一日」としておりましたが、育児休業制度の実施の時期に合わせて、これを「昭和五十一年四月一日」とした次第であります。

以上が修正の趣旨であります。

○正示委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。各法律案に対し別に質疑の申し出もありません。

○正示委員長 この際、木原実君及び柴田睦夫君から、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案がそれぞれ提出されております。

提出者から順次趣旨の説明を求めます。木原実君。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○木原委員 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案について、その内容及び提案理由の御説明を申し上げます。

内容は、第十九条の五第二項の改正規定を削除することです。これは、いわゆる人確法に基づき教員第三次給与改善を実施せず、さきに文部省が省令化した学校の主任制度を受けての主任に対する手当支給を行わせないためであります。

現在、それぞれの学校において教職員が教育活動を推進するのに必要な校務を分担するもの、実情に即して各種の主任、係などが工夫され、互選

あるいは公選によって形づくられ、民主的に運営されているのが通例であります。これに対し、特定主任を上から任命しこれに手当支給を行うという今回の政府案は、教育の権力支配のための管理強化とあわせて、民主的に結集する教職員団体の破壊を目指した以外の何物でもありません。

主任の制度化とその手当の支給には現場の教職員はこぞって反対しているものであります。人確法に基づく第三次給与改善措置が全教員に二割の義務教育等教員特別手当を増加せよとするものであるにもかかわらず、本案の成立を待つ主任手当の制度化が行われることになっていくことから、現場の教職員はそのすべてを返上して主任手当の支給に反対しているものであります。これは受益者であるはずの当該者の重大な意思表明であると同時に、何よりも一方的な上からの支配管理強化政策を持ち込まず、自由で自主的、創造的な教育の発展をこそ願う国民の共通の意思でもあります。

このような主任手当の制度化こそ、日本の民主教育の根本を破壊するものであり、断じて許すことができません。なお、この規定の削除により、当初予算より百六十一億円の減額が見込まれます。

以上が修正案の提案及びその内容であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いを申し上げます。

○正示委員長 次に、柴田睦夫君。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○柴田(睦)委員 私は、ただいま議題となりました参議院による修正後の一般職職員給与法改正案に対する修正案について、日本共産党・革新共同を代表して、その内容及び提案理由の御説明を申し上げます。

私は、本修正案の趣旨説明の一環として、法案

審査の方針について、まず発言したいと思います。

本日の理事会で、文書で質疑、討論を申し出る

とともに、法案審査方針に関する動議を決議する

ことをあらかじめ通告し、本委員会の席でも委員

長に発言の許可を求めましたが、これを完全に黙

殺するという暴挙を行ったことは不法不当であ

り、絶対に容認することができないのであります。

本修正案の内容は、第一に、第十九条の五第二

項の改正規定を削除すること、第二に、現行の一

た広範な国民の意思を実現するために提出するも

のであります。

そのため本修正案では、第三次教員給与改定条

項を削除して、政府・人事院が、本改定条項とあ

わせて主任手当を導入しようとしている企図を封

じるとともに、教員特別手当の条文を、教員給与

特別措置法の体系に移して、人事院が規則改正だ

けで一方的に主任手当を導入できないよう歯どめ

をかけることとしています。

るのであります。討論の申し出もありませんの

で、直ちに採決に入ります。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正

する法律案及びこれに対する両修正案について採

決いたします。

まず、柴田睦夫君提出の修正案について採決い

たします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇正示委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

〇正示委員長 本日は、これにて散会いたしま

す。

午前十一時三十二分散会

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する

法律案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正す

る法律

（防衛庁設置法の一部改正）

第一条 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六

十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「四万三千八百八十八人」を「四万二千

二百七十八人」に、「四万四千五百七十五人」を

「四万五千四百九十二人」に、「二十六万六千四

十六人」を「二十六万七千八百五十三人」に改め

る。

（自衛隊法の一部改正）

第二条 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五

号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「航空団」を「輸送航空団」に

改め、同条中第七項を第八項とし、第六項の次

に次の一項を加える。

7 輸送航空団は、輸送航空団司令部及び輸送

航空隊から成る。

第二十条の六第二項を次のように改める。

2 飛行教育集団に属する航空団の航空団司令

は飛行教育集団司令官の、航空方面隊に属す

る航空団の航空団司令は航空方面隊司令官の

指揮監督を受け、航空団の隊務を統括する。

第二十条の八中「航空団」の下に「輸送航空

団」を加え、同条を第二十条の九とし、第二十

条の七を第二十条の八とし、第二十条の六の次

に次の一条を加える。

〇正示委員長 起立多数。よって、本案は原案の

とおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委

員会報告書の作成等につきましては、委員長に御

一任願いたいと思存しますが、御異議ありません

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇正示委員長 起立多数。よって、本案は原案の

とおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委

別表第一 行政職俸給表 (第六条関係)

イ 行政職俸給表(一)

号	俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
1	俸給月額	251,400	193,900	172,100	145,600	122,000	100,400	88,000	72,800
2	俸給月額	262,500	202,000	173,900	151,800	127,400	110,500	95,900	74,900
3	俸給月額	273,600	210,300	178,900	158,100	132,900	115,700	100,400	77,100
4	俸給月額	284,800	218,900	185,800	164,400	138,700	120,800	104,800	79,300
5	俸給月額	296,000	227,500	192,700	170,700	144,500	125,300	108,800	82,100
6	俸給月額	307,100	236,200	199,700	177,200	150,300	131,000	112,800	85,000
7	俸給月額	318,200	244,900	206,900	183,900	156,000	136,000	116,600	88,000
8	俸給月額	329,400	253,600	214,100	189,700	161,700	140,500	120,200	90,500
9	俸給月額	340,600	262,300	221,300	197,600	167,400	144,900	123,700	92,900
10	俸給月額	351,800	271,000	228,600	204,500	173,200	149,300	126,900	96,300
11	俸給月額	360,000	279,300	235,900	211,300	178,900	153,600	130,100	97,500
12	俸給月額	366,100	287,500	243,100	218,100	184,600	157,900	133,200	99,700
13	俸給月額	372,200	295,300	250,300	224,900	190,200	161,800	135,900	101,900
14	俸給月額	377,800	301,400	257,400	231,400	195,600	165,600	138,600	104,100
15	俸給月額	382,600	307,500	264,500	237,900	200,600	169,300	141,200	106,200
16	俸給月額		311,800	270,100	242,900	205,500	172,900	143,700	107,300
17	俸給月額			275,600	247,900	209,000	176,000	146,100	
18	俸給月額			279,500	251,800	212,300	179,000	148,100	
19	俸給月額			283,300	255,100	215,400	181,300		
20	俸給月額			287,100	258,700	217,900	183,600		
21	俸給月額				262,300	220,300	186,800		
22	俸給月額					222,700	188,000		
23	俸給月額					225,100			
24	俸給月額								

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

号	俸	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
1	俸給月額	142,800	120,800	99,700	89,300	79,300	65,600
2	俸給月額	147,700	125,100	103,800	92,700	75,500	67,600
3	俸給月額	152,500	129,500	108,000	96,100	77,300	69,400
4	俸給月額	157,600	133,900	112,200	99,700	80,100	71,300
5	俸給月額	162,800	138,400	116,500	103,300	82,900	73,800
6	俸給月額	168,200	142,900	120,800	107,000	85,900	76,400
7	俸給月額	173,700	147,400	124,900	110,600	88,300	79,800
8	俸給月額	179,300	151,900	128,900	114,300	92,700	82,500
9	俸給月額	185,000	156,400	133,000	117,900	96,000	85,400
10	俸給月額	190,700	160,500	137,100	121,500	99,300	88,400
11	俸給月額	196,400	164,500	140,700	125,200	102,600	91,400
12	俸給月額	202,100	168,500	144,300	128,700	105,900	94,200
13	俸給月額	207,800	172,500	147,900	132,200	109,000	97,000
14	俸給月額	213,500	176,500	151,400	135,600	112,100	99,600
15	俸給月額	218,400	180,500	155,000	138,900	114,700	102,200
16	俸給月額	223,300	184,400	158,600	141,900	117,200	104,800
17	俸給月額	228,100	188,300	162,200	144,800	119,500	106,800
18	俸給月額	232,900	192,200	165,800	147,700	121,800	108,800
19	俸給月額	237,700	196,000	169,200	150,200	124,100	110,700
20	俸給月額	242,200	199,800	172,200	152,600	126,200	112,600
21	俸給月額	246,200	203,600	175,000	154,600	128,200	114,500
22	俸給月額	250,200	207,300	177,300	156,600	130,100	116,400
23	俸給月額	254,200	210,600	179,600	158,600	132,000	118,300
24	俸給月額	257,400	213,900	181,600	160,500	133,900	120,200
25	俸給月額		216,300	183,600	162,400	135,700	122,000
26	俸給月額			185,600			123,800
27	俸給月額						125,600
28	俸給月額						127,300
29	俸給月額						

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の行務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表 (第六条関係)

号	俸	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
1	262,800	218,900	204,300	190,300	164,200	139,200	115,400	99,200	80,500	—
2	271,600	227,500	211,600	197,300	170,800	145,100	125,800	108,200	83,400	—
3	280,400	236,300	224,900	204,300	176,500	151,000	131,200	112,700	86,400	—
4	289,200	245,100	233,600	211,500	183,400	157,000	136,500	116,900	89,800	—
5	298,100	253,900	242,400	218,300	190,300	163,000	141,600	120,500	92,200	—
6	307,100	262,800	251,200	225,100	197,300	169,000	146,500	123,900	96,700	—
7	316,200	271,600	259,900	233,900	204,300	175,100	153,900	127,000	99,700	—
8	325,400	280,400	268,600	242,600	211,500	181,200	161,000	134,000	102,800	—
9	334,600	289,200	277,300	251,200	218,300	188,300	168,100	141,100	105,900	—
10	343,800	298,100	286,000	259,900	225,100	195,400	175,200	148,200	109,000	—
11	353,000	307,100	294,700	268,600	233,900	202,500	182,300	155,300	112,100	—
12	362,200	316,200	303,400	277,300	242,600	210,600	190,400	163,400	115,200	—
13	371,400	325,400	312,100	286,000	251,200	218,700	198,500	171,500	118,300	—
14	380,600	334,600	320,800	294,700	260,000	227,000	206,600	179,600	121,400	—
15	389,800	343,800	329,500	303,400	268,600	235,300	214,700	187,700	124,500	—
16	399,000	353,000	338,200	312,100	277,300	244,000	222,800	195,800	127,600	—
17	408,200	362,200	346,900	320,800	286,000	252,100	230,900	203,900	130,700	—
18	417,400	371,400	355,600	329,500	294,700	260,400	239,000	212,000	133,800	—
19	426,600	380,600	364,300	338,200	303,400	268,700	247,100	220,100	136,900	—
20	435,800	389,800	373,000	346,900	312,100	277,000	255,200	228,200	140,000	—
21	445,000	399,000	381,700	355,600	320,800	285,300	263,300	236,300	143,100	—
22	454,200	408,200	390,400	359,900	329,500	293,400	271,400	244,400	146,200	—

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の課税及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表 (第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

号	俸	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
1	262,800	218,900	204,300	190,300	164,200	139,200	115,400	99,200	80,500	—
2	271,600	227,500	211,600	197,300	170,800	145,100	125,800	108,200	83,400	—
3	280,400	236,300	224,900	204,300	176,500	151,000	131,200	112,700	86,400	—
4	289,200	245,100	233,600	211,500	183,400	157,000	136,500	116,900	89,800	—
5	298,100	253,900	242,400	218,300	190,300	163,000	141,600	120,500	92,200	—
6	307,100	262,800	251,200	225,100	197,300	169,000	146,500	123,900	96,700	—
7	316,200	271,600	259,900	233,900	204,300	175,100	153,900	127,000	99,700	—
8	325,400	280,400	268,600	242,600	211,500	181,200	161,000	134,000	102,800	—
9	334,600	289,200	277,300	251,200	218,300	188,300	168,100	141,100	105,900	—
10	343,800	298,100	286,000	259,900	225,100	195,400	175,200	148,200	109,000	—
11	353,000	307,100	294,700	268,600	233,900	202,500	182,300	155,300	112,100	—
12	362,200	316,200	303,400	277,300	242,600	210,600	190,400	163,400	115,200	—
13	371,400	325,400	312,100	286,000	251,200	218,700	198,500	171,500	118,300	—
14	380,600	334,600	320,800	294,700	260,000	227,000	206,600	179,600	121,400	—
15	389,800	343,800	329,500	303,400	268,600	235,300	214,700	187,700	124,500	—
16	399,000	353,000	338,200	312,100	277,300	244,000	222,800	195,800	127,600	—
17	408,200	362,200	346,900	320,800	286,000	252,100	230,900	203,900	130,700	—
18	417,400	371,400	355,600	329,500	294,700	260,400	239,000	212,000	133,800	—
19	426,600	380,600	338,200	338,200	303,400	268,700	247,100	220,100	136,900	—
20	435,800	389,800	346,900	346,900	312,100	277,000	255,200	228,200	140,000	—
21	445,000	399,000	355,600	355,600	320,800	285,300	263,300	236,300	143,100	—
22	454,200	408,200	364,300	364,300	329,500	293,400	271,400	244,400	146,200	—
23	463,400	417,400	373,000	373,000	338,200	301,500	279,500	252,500	149,300	—
24	472,600	426,600	381,700	381,700	346,900	309,600	287,600	260,600	152,400	—
25	481,800	435,800	390,400	390,400	355,600	317,700	295,700	268,700	155,500	—
26	491,000	445,000	399,100	404,300	364,300	325,800	303,800	276,800	158,600	—
27	500,200	454,200	407,800	413,000	373,000	333,900	311,900	284,900	161,700	—
28	509,400	463,400	416,500	421,700	381,700	342,000	320,000	293,000	164,800	—
29	518,600	472,600	425,200	430,400	390,400	350,100	328,100	301,100	167,900	—
30	527,800	481,800	433,900	439,100	399,100	358,200	336,200	309,200	171,000	—
31	537,000	491,000	442,600	447,800	407,800	366,300	344,300	317,300	174,100	—
32	546,200	500,200	451,300	456,500	416,500	374,400	352,400	325,400	177,200	—
33	555,400	509,400	460,000	465,200	425,200	382,500	360,500	333,500	180,300	—
34	564,600	518,600	468,700	473,900	433,900	390,600	368,600	341,600	183,400	—

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

号	俸	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
俸	俸	俸	俸	俸	俸	俸	俸	俸	俸	俸
1	262,800	218,900	204,300	180,300	164,200	139,200	120,600	103,700	80,500	—
2	271,600	227,500	211,600	197,300	170,300	145,100	125,900	108,200	83,400	—
3	280,400	236,200	218,900	204,300	176,500	151,000	131,200	112,700	86,800	—
4	289,200	244,900	226,400	211,500	183,400	157,000	136,500	116,900	90,300	—
5	298,100	253,800	233,900	218,700	190,300	163,000	141,600	121,000	94,100	—
6	307,100	262,800	241,400	226,000	197,300	169,000	146,500	125,000	98,000	—
7	318,200	271,000	248,800	233,300	204,300	175,100	151,100	129,000	101,300	—
8	329,400	278,600	256,200	240,600	211,400	181,200	156,700	133,000	104,500	—
9	340,600	286,200	263,600	248,000	218,600	187,200	160,300	136,800	107,600	—
10	351,800	293,600	271,000	255,400	225,800	193,200	164,900	140,600	110,600	—
11	360,000	301,000	278,400	262,800	232,900	199,300	169,300	144,400	113,600	—
12	366,100	308,500	285,800	270,100	240,000	205,200	173,700	148,200	116,600	—
13	372,200	315,900	288,200	277,400	247,100	210,300	178,000	152,000	119,500	—
14	377,300	323,300	290,600	284,500	254,200	214,500	182,200	155,800	122,400	—
15	382,600	330,700	300,600	290,900	261,300	218,600	185,900	159,500	125,300	—
16	—	338,100	307,500	296,700	266,500	222,500	189,400	162,700	128,200	—
17	—	342,500	318,400	300,600	271,700	225,600	192,500	165,900	131,100	—
18	—	—	322,500	304,400	276,500	228,600	195,600	168,000	133,800	—
19	—	—	—	280,100	281,100	197,800	—	136,500	—	—
20	—	—	—	283,700	233,500	200,000	—	139,100	—	—
21	—	—	—	287,300	235,900	202,200	—	141,100	—	—
22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表(第六関係)

イ 海事職俸給表(一)

号	俸	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
俸	俸	俸	俸	俸	俸	俸	俸
1	249,400	204,000	166,900	138,700	109,900	—	—
2	258,900	213,000	174,200	145,300	115,100	85,800	—
3	268,400	222,200	181,500	151,900	120,500	89,500	—
4	277,900	231,400	188,800	158,500	125,900	94,400	—
5	287,400	240,800	196,100	165,100	131,400	99,400	—
6	296,900	249,000	203,400	171,500	136,900	104,400	—
7	306,400	257,700	210,700	177,800	142,300	109,300	—
8	315,900	266,400	217,900	184,000	147,300	113,600	—
9	325,200	275,000	224,900	190,000	152,200	117,900	—
10	333,400	283,600	231,400	196,000	157,100	121,900	—
11	341,600	292,100	237,900	201,700	161,600	125,800	—
12	349,200	300,100	244,400	207,400	166,100	129,900	—
13	354,800	308,100	250,900	213,000	170,400	131,800	—
14	361,400	315,100	256,900	218,600	174,700	134,800	—
15	368,800	322,000	262,800	224,200	178,900	137,700	—
16	372,200	328,300	268,600	229,800	183,100	140,700	—
17	376,900	334,600	274,200	235,200	187,300	143,600	—
18	—	340,200	278,800	240,400	190,600	146,500	—
19	—	344,300	282,500	243,800	—	149,400	—
20	—	—	286,200	247,200	—	151,500	—
21	—	—	289,900	—	—	—	—

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

号 俸	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
1	164,500	138,000	109,800	90,700	74,400
2	169,700	138,200	114,000	94,200	76,400
3	175,000	143,500	118,200	98,000	78,700
4	180,300	148,800	122,700	101,800	81,100
5	185,600	154,100	127,700	105,700	84,100
6	191,200	159,400	132,900	109,600	87,200
7	196,800	164,500	138,100	113,500	90,400
8	202,800	169,100	143,300	117,400	93,900
9	208,800	173,600	148,500	121,400	97,500
10	214,800	178,000	153,700	125,800	101,800
11	220,900	182,400	158,800	130,200	105,100
12	227,000	186,700	163,000	134,600	108,900
13	233,000	191,000	167,100	139,000	112,800
14	239,000	195,400	171,100	143,800	116,700
15	244,200	199,800	175,100	147,400	120,500
16	249,800	204,000	179,100	151,500	124,300
17	254,300	208,200	182,900	155,600	128,100
18	259,300	212,400	186,600	159,600	131,900
19	264,300	216,500	189,900	163,500	135,600
20	269,300	220,500	193,200	166,700	139,200
21	273,500	224,500	196,000	169,900	141,900
22	277,700	227,400	198,700	172,700	144,500
23	281,900	230,300	201,300	175,400	146,500
24	285,300	233,200	203,500	177,900	
25			205,700	180,000	
26			207,800		

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く)で
人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

号 俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
1	—	—	138,400	102,400	84,800
2	—	161,100	144,700	108,300	88,200
3	207,400	168,400	151,000	114,300	92,000
4	215,600	175,700	157,300	120,300	96,400
5	223,900	183,000	164,100	126,300	100,900
6	232,500	190,300	170,900	132,300	105,700
7	241,100	197,600	177,700	138,400	110,600
8	249,700	205,000	184,500	144,600	116,200
9	258,300	212,400	191,300	150,800	121,900
10	266,900	219,800	198,100	157,100	127,700
11	275,600	227,200	204,900	163,400	133,500
12	284,300	234,200	211,700	169,700	139,100
13	293,100	240,800	218,500	176,000	144,500
14	301,900	247,400	225,300	181,400	149,600
15	310,700	254,000	231,500	186,800	154,700
16	319,500	260,300	237,700	191,600	159,400
17	328,300	266,500	243,900	196,200	164,000
18	336,400	272,700	250,100	200,800	168,600
19	344,100	278,900	256,300	205,400	173,200
20	351,800	285,000	262,400	210,000	177,800
21	359,500	290,400	268,500	214,500	182,000
22	366,700	295,800	274,600	219,000	186,200
23	373,100	301,200	279,900	223,500	190,200
24	378,600	306,600	285,200	228,000	194,100
25	383,400	312,000	289,100	232,300	197,500
26	388,200	316,800	292,300	236,500	200,800
27		320,300		239,700	204,100
28				242,800	207,400
29				245,800	208,900
30					212,300

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教
授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

号 俸	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
1	245,000	178,900	98,500	79,200
2	252,200	185,700	102,800	82,000
3	259,700	192,500	107,800	84,900
4	267,200	199,400	112,800	88,100
5	274,700	206,300	117,800	92,100
6	282,300	213,200	122,900	96,200
7	289,900	220,100	128,100	100,700
8	297,400	227,000	133,400	105,300
9	304,900	234,000	138,800	110,100
10	312,400	241,000	144,200	114,900
11	319,800	248,000	150,000	119,700
12	327,200	255,000	156,200	124,700
13	334,300	262,000	162,700	129,800
14	341,300	269,000	169,200	134,900
15	345,900	275,800	175,700	140,000
16		282,700	182,300	145,100
17		289,500	188,800	150,100
18		296,300	195,400	155,100
19		303,100	202,000	159,600
20		309,600	208,700	164,000
21		316,100	215,400	168,400
22		322,800	222,100	172,700
23		329,500	228,800	177,000
24		332,700	235,500	181,300
25			241,700	185,600
26			247,800	189,900
27			253,800	194,100
28			259,800	197,800
29			265,700	201,400
30			270,600	204,500
31			275,300	207,600
32			279,900	210,600
33			284,100	213,400
34			288,200	215,600
35			292,200	
36			295,200	
37				

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、看護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

号 俸	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
1	242,000	152,100	84,900	79,200
2	248,800	158,700	88,100	82,000
3	255,600	165,400	91,800	84,900
4	262,500	172,100	95,800	88,100
5	269,400	178,800	100,000	92,100
6	276,200	185,500	104,200	96,200
7	282,900	192,200	108,400	100,700
8	289,600	199,100	112,600	105,300
9	295,700	205,500	116,800	110,000
10	301,800	212,000	121,000	114,700
11	307,600	218,400	125,200	119,400
12	313,400	224,800	129,400	124,100
13	318,200	231,300	133,600	128,800
14	323,000	237,800	137,800	133,500
15	327,100	244,200	142,000	138,100
16		250,600	146,200	142,700
17		257,000	150,400	147,200
18		263,300	154,600	151,600
19		269,500	158,800	155,900
20		275,700	163,000	160,200
21		281,400	167,200	164,100
22		286,500	171,400	168,000
23		291,500	175,600	171,900
24		296,500	179,800	175,800
25		301,500	184,000	179,900
26		306,500	188,200	183,900
27		311,500	192,400	188,000
28		316,500	196,600	192,100
29		321,500	200,800	196,200
30		326,500	205,000	200,300
31		331,500	209,200	204,400
32		336,500	213,400	208,500
33		341,500	217,600	212,600
34		346,500	221,800	216,700
35		351,500	226,000	220,800
36		356,500	230,200	224,900
37		361,500	234,400	229,000
38		366,500	238,600	233,100
39		371,500	242,800	237,200

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、看護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

二 教育職俸給表(四)

号俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
1	275,500	—	138,400	109,200	87,600
2	284,200	175,700	144,700	115,000	92,500
3	293,000	183,000	151,000	120,800	97,400
4	301,800	190,300	157,300	126,600	102,400
5	310,600	197,600	164,100	132,400	107,700
6	319,400	205,000	170,900	138,400	113,100
7	328,200	212,500	177,800	144,600	118,600
8	336,400	220,000	184,900	150,800	124,100
9	344,100	227,500	192,200	157,100	129,600
10	351,800	234,900	199,500	163,400	135,100
11	359,500	242,300	207,000	169,800	140,600
12	366,700	249,700	214,400	176,400	146,100
13	373,100	258,300	221,800	183,000	151,500
14	378,700	266,900	229,200	189,600	156,800
15	383,500	275,600	236,500	196,200	162,100
16	388,300	284,300	243,200	202,800	167,100
17	—	293,100	249,800	209,400	172,100
18	—	301,900	256,300	215,800	177,000
19	—	310,700	262,600	222,200	181,600
20	—	319,500	268,700	228,400	186,100
21	—	327,200	274,800	234,600	190,300
22	—	335,000	280,900	240,700	194,500
23	—	337,800	286,300	246,800	198,700
24	—	343,100	291,700	252,800	202,600
25	—	348,300	296,700	258,700	206,500
26	—	353,400	301,700	264,600	210,200
27	—	357,700	306,700	270,500	213,100
28	—	362,000	310,200	275,900	216,000
29	—	—	—	281,000	—
30	—	—	—	286,000	—
31	—	—	—	290,900	—
32	—	—	—	295,600	—
33	—	—	—	298,900	—

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表(第六条関係)

号俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
1	—	—	90,700	79,500	—
2	—	—	95,100	82,500	72,900
3	—	—	100,000	85,900	75,000
4	200,800	148,300	105,500	88,200	77,200
5	209,000	150,300	111,000	92,900	79,500
6	217,700	157,300	116,500	97,300	82,400
7	226,400	164,400	122,000	102,000	85,600
8	235,100	171,500	127,700	106,900	88,900
9	244,500	178,600	133,600	112,200	91,300
10	253,900	185,600	139,500	117,500	93,800
11	263,300	192,500	145,400	123,000	96,300
12	272,900	199,300	151,300	128,300	98,800
13	282,500	206,100	157,000	133,600	101,200
14	292,000	212,300	162,800	138,900	103,600
15	301,500	218,500	168,200	143,900	106,000
16	311,000	224,400	173,700	148,300	108,300
17	320,500	228,700	179,200	152,700	—
18	330,000	234,600	184,500	157,100	—
19	339,400	239,500	189,800	161,300	—
20	348,800	244,300	195,100	165,500	—
21	356,800	249,100	200,400	169,700	—
22	362,600	253,900	205,600	173,800	—
23	368,400	258,700	210,800	177,200	—
24	373,400	263,500	215,200	180,600	—
25	378,400	267,800	219,600	183,300	—
26	382,800	272,100	222,800	185,800	—
27	—	275,600	226,000	—	—
28	—	—	229,200	—	—

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表 (第六関係)

イ 医療職俸給表(一)

号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
1	255,000	194,500	—	116,400
2	253,700	203,100	169,300	123,300
3	272,400	211,700	177,600	130,200
4	281,100	220,300	186,000	137,100
5	289,800	228,900	194,500	145,000
6	298,300	237,600	203,000	153,100
7	306,800	246,300	211,500	161,200
8	315,000	255,000	220,000	169,300
9	323,200	263,700	228,500	177,400
10	331,400	272,400	237,100	185,500
11	339,600	281,100	245,700	193,600
12	347,700	289,000	253,000	200,200
13	355,700	296,900	260,300	206,700
14	363,700	304,800	267,200	213,300
15	370,400	312,700	274,000	219,800
16	377,100	320,600	280,800	226,400
17	383,800	328,000	287,600	232,900
18	389,500	335,400	294,400	239,400
19	394,300	342,800	301,200	245,300
20	399,100	349,100	307,100	249,700
21		355,400	313,000	254,000
22		359,700	318,300	257,100
23		364,000	322,000	
24			325,700	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

号 俸	特1等級	1 等 級	特2等級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
1	245,600	200,700	178,900	161,800	112,300	90,600	79,800	—
2	255,200	209,300	185,800	168,300	117,700	94,400	82,000	75,000
3	264,800	218,000	192,700	164,800	123,100	98,400	86,200	77,300
4	274,400	226,800	199,700	171,400	128,500	102,500	89,800	79,600
5	284,000	235,600	206,900	178,200	133,900	107,200	93,600	82,600
6	293,700	244,400	214,100	185,000	139,400	111,900	97,600	85,600
7	303,500	253,200	221,800	191,900	144,900	116,800	101,600	88,700
8	313,300	262,100	228,600	198,800	150,600	121,700	105,500	91,000
9	323,100	271,000	235,900	205,600	156,300	126,600	109,300	93,300
10	332,800	279,300	243,100	212,400	162,100	131,500	113,100	95,600
11	339,200	287,500	250,300	219,200	167,900	136,300	116,900	97,700
12	344,800	295,300	257,400	225,800	173,600	140,800	120,400	99,800
13	350,400	301,400	264,500	232,300	179,300	145,300	123,900	101,400
14	355,600	307,500	270,100	238,600	185,000	149,800	127,100	
15	360,800	313,600	275,600	244,000	190,600	154,200	130,300	
16	365,300	317,900	279,500	249,300	196,200	158,500	133,400	
17			283,300	254,100	201,500	162,500	136,100	
18				258,800	206,700	166,300	138,800	
19				262,400	210,400	170,000	141,300	
20				266,000	213,900	173,600	143,300	
21					217,200	176,600		
22					219,700	178,900		
23					222,200	181,200		
24					224,600	183,400		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

条の規定による住居手当の額が改正前の法第十二条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員は、それぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の法第十二条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際改正前の法第十二条の六の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の法第十二条の六の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十二条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの法律の施行の日から昭和五十三年三月三十一日（同日前に人事院規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事院規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

7 職員が、改正前の法に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法（住居手当については、改正後の法第十二条の六又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律（次項及び附則第十項の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(地方自治法の一部改正)

9 地方自治法の一部を次のように改正する。
附則第六条の二を次のように改める。

第六条の二 地方公共団体は、当分の間、第二百四条に定めるもののほか、条例で、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）第三条第二項の規定に基づく育児休業の許可を受けた職員に対し、育児休業給を支給することができる。

2 第二百四条第三項及び第二百六条の規定は、前項に規定する育児休業給について準用する。

10 (市町村立学校職員給与負担法の一部改正)
市町村立学校職員給与負担法の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 当分の間、第一条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当、育児休業給」とする。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「七十四万円」を「八十一万円」に改め、同条第三項中「百五万円」を「百十三万円」に改める。

第四条第二項中「一万八千円」を「一万九千六百円」に、「三万四千円」を「三万四千円」に改める。

第九条中「一万八千円」を「一万九千六百円」に改める。
別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一（第三条関係）

官	職	名	俸	給	月	額
内閣総理大臣						一、五五〇、〇〇〇円
国務大臣						一、一三〇、〇〇〇円
会計検査院長						
人事院総裁						
内閣法制局長官						
公正取引委員会委員長						九五〇、〇〇〇円
宮内庁長官						
検査官（会計検査院長を除く。）						
人事院（人事院総裁を除く。）						八一〇、〇〇〇円
政務次官						
公害等調整委員会委員長						
内閣官房副長官						
総理府総務副長官						八〇〇、〇〇〇円
侍従長						
国家公安委員会委員						
公正取引委員会委員						
地方財政審議会会長						七八八、〇〇〇円
中央更生保護審査会委員長						
航空事故調査委員会委員長						
式部官長						
公害等調整委員会の常勤の委員						
社会保険審査会の委員長及び委員						
労働保険審査会委員						
公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員						
行政監視委員会委員						
地方財政審議会委員						
原子力委員会の常勤の委員						
公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員						六九七、〇〇〇円
中央更生保護審査会の常勤の委員						
科学技術会議の常勤の議員						
宇宙開発委員会の常勤の委員						
土地鑑定委員会の常勤の委員						
航空事故調査委員会の常勤の委員						

運輸審議会委員
東宮大夫

別表第二(第三条関係)

官	職	名	俸	給	月	額
大使			五号俸			九五〇、〇〇〇円
			四号俸			八〇〇、〇〇〇円
			三号俸			七八八、〇〇〇円
			二号俸			六九七、〇〇〇円
			一号俸			六二二、〇〇〇円
公使			四号俸			八〇〇、〇〇〇円
			三号俸			七八八、〇〇〇円
			二号俸			六九七、〇〇〇円
			一号俸			六二二、〇〇〇円

別表第三(第三条関係)

官	職	名	俸	給	月	額
秘書官			八号俸			三〇八、〇〇〇円
			七号俸			二八一、〇〇〇円
			六号俸			二五四、五〇〇円
			五号俸			二二八、〇〇〇円
			四号俸			二〇四、〇〇〇円
			三号俸			一八一、五〇〇円
			二号俸			一六三、五〇〇円
			一号俸			一五〇、〇〇〇円

附則

- この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。
- 特別職の職員が、改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて、昭和五十二年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

(小字及び一は参議院修正)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六

別表第一 参事官等俸給表(第四条一第六条関係)

号	俸	指	定	職	号	俸	1	2	3	4
							等	等	等	等
1	1	354,000	円	1	1	276,400	円	213,200	円	134,200
2	2	390,000	円	2	2	288,600	円	222,100	円	140,100
3	3	434,000	円	3	3	300,900	円	231,200	円	146,100
4	4	480,000	円	4	4	313,200	円	240,700	円	152,500
5	5	518,000	円	5	5	325,500	円	250,200	円	160,100
6	6	557,000	円	6	6	337,700	円	259,700	円	166,900
7	7	605,000	円	7	7	349,900	円	269,300	円	173,800
8	8	653,000	円	8	8	362,200	円	278,900	円	180,700
9	9	697,000	円	9	9	374,500	円	288,500	円	187,700
10	10	745,000	円	10	10	386,800	円	298,000	円	194,800
11	11	788,000	円	11	11	395,900	円	307,100	円	202,200
				12	12	402,600	円	316,100	円	208,700
				13	13	408,900	円	324,700	円	217,300
				14	14	415,400	円	331,400	円	224,900
				15	15	420,700	円	338,100	円	232,400
				16	16		円	342,900	円	239,900
				17	17		円		円	247,300
				18	18		円		円	254,400
				19	19		円		円	261,500
				20	20		円		円	267,100
				21	21		円		円	272,600
				22	22		円		円	276,500

備考 この表の指定職の職に定まる額の俸給を支給を受ける職員は、防衛庁参事官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二 百衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第二十八条の三関係)

階級 號	陸海空		特種		陸海空	特種	補給	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	准陸尉 准海尉 准空尉	陸尉 海尉 空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
	俸給 空	特種	特種 空	補給																		
俸給月額	(一)	(二)	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	¥ 354,000	¥ 297,700	¥ 238,100	¥ 221,100	¥ 190,800	¥ —	¥ 154,800	¥ 135,700	¥ 129,200	¥ 123,500	¥ 118,600	¥ 106,900	¥ 101,800	¥ 94,600	¥ 90,700	¥ 83,700	¥ 80,500					
2	¥ 380,000	¥ 310,300	¥ 267,900	¥ 228,900	¥ 197,800	¥ 183,800	¥ 161,300	¥ 141,800	¥ 132,300	¥ 129,300	¥ 124,400	¥ 112,800	¥ 106,400	¥ 98,200	¥ 94,300							
3	¥ 434,000	¥ 322,900	¥ 277,800	¥ 238,200	¥ 205,500	¥ 190,100	¥ 168,000	¥ 147,300	¥ 135,200	¥ 135,200	¥ 130,300	¥ 118,600	¥ 112,100	¥ 101,800	¥ 97,800							
4	¥ 480,000	¥ 335,600	¥ 287,700	¥ 247,900	¥ 213,300	¥ 197,100	¥ 174,700	¥ 154,000	¥ 141,000	¥ 141,000	¥ 136,100	¥ 124,400	¥ 117,700	¥ 106,000	¥ 101,300							
5	¥ 518,000	¥ 343,200	¥ 297,500	¥ 257,700	¥ 221,100	¥ 204,700	¥ 181,400	¥ 160,200	¥ 146,800	¥ 146,800	¥ 141,900	¥ 130,300	¥ 123,200	¥ 110,700								
6	¥ 557,000	¥ 380,800	¥ 307,600	¥ 287,500	¥ 228,900	¥ 212,400	¥ 188,100	¥ 166,400	¥ 152,500	¥ 152,500	¥ 147,600	¥ 136,100	¥ 128,700	¥ 115,300								
7	¥ 605,000	¥ 373,500	¥ 317,400	¥ 277,400	¥ 237,000	¥ 220,100	¥ 194,800	¥ 172,700	¥ 158,300	¥ 158,300	¥ 153,400	¥ 141,900	¥ 134,100	¥ 119,900								
8	¥ 653,000	¥ 386,100	¥ 327,300	¥ 287,200	¥ 245,000	¥ 227,800	¥ 201,500	¥ 178,900	¥ 164,200	¥ 164,200	¥ 159,300	¥ 147,600	¥ 139,500	¥ 124,400								
9	¥ 697,000	¥ 398,800	¥ 336,600	¥ 296,900	¥ 253,200	¥ 235,500	¥ 208,200	¥ 185,100	¥ 169,900	¥ 169,900	¥ 164,900	¥ 153,400	¥ 144,900	¥ 128,800								
10	¥ 745,000	¥ 408,100	¥ 343,900	¥ 306,400	¥ 261,400	¥ 243,200	¥ 214,900	¥ 191,400	¥ 175,700	¥ 175,700	¥ 170,500	¥ 159,300	¥ 150,300									
11	¥ 788,000	¥ 415,000	¥ 351,300	¥ 315,600	¥ 269,500	¥ 250,900	¥ 221,800	¥ 197,800	¥ 181,500	¥ 181,500	¥ 176,300	¥ 164,900	¥ 155,400									
12		¥ 421,900	¥ 358,700	¥ 324,500	¥ 277,800	¥ 253,500	¥ 228,900	¥ 204,000	¥ 187,300	¥ 187,300	¥ 182,000	¥ 170,500	¥ 160,500									
13			¥ 366,000	¥ 333,100	¥ 286,100	¥ 266,000	¥ 236,100	¥ 210,400	¥ 193,200	¥ 193,200	¥ 187,700	¥ 176,100	¥ 165,500									
14			¥ 372,800	¥ 339,800	¥ 294,400	¥ 273,500	¥ 242,600	¥ 216,700	¥ 199,000	¥ 199,000	¥ 193,500	¥ 181,500	¥ 170,600									
15			¥ 377,600	¥ 346,400	¥ 302,400	¥ 280,900	¥ 249,100	¥ 222,700	¥ 205,000	¥ 204,200	¥ 199,300	¥ 186,900	¥ 175,100									
16			¥ 382,600	¥ 351,400	¥ 310,500	¥ 288,200	¥ 255,300	¥ 228,600	¥ 210,800	¥ 210,800	¥ 205,000	¥ 192,300	¥ 179,500									
17				¥ 356,400	¥ 318,400	¥ 293,700	¥ 261,100	¥ 234,500	¥ 216,800	¥ 216,800	¥ 210,800	¥ 197,700	¥ 184,000									
18				¥ 361,400	¥ 313,400	¥ 293,700	¥ 266,400	¥ 240,300	¥ 222,800	¥ 222,800	¥ 216,700	¥ 202,700	¥ 188,500									
19				¥ 331,700	¥ 304,200	¥ 277,000	¥ 251,500	¥ 224,600	¥ 208,300	¥ 208,300	¥ 202,500	¥ 207,500	¥ 183,000									
20				¥ 309,200	¥ 282,300	¥ 256,700	¥ 231,200	¥ 205,000	¥ 189,300	¥ 189,300	¥ 183,500	¥ 171,100										
21				¥ 341,700	¥ 314,200	¥ 282,300	¥ 256,800	¥ 234,500	¥ 216,800	¥ 216,800	¥ 210,800	¥ 197,700	¥ 184,000									
22				¥ 346,700	¥ 319,200	¥ 287,300	¥ 261,700	¥ 234,500	¥ 216,800	¥ 216,800	¥ 210,800	¥ 197,700	¥ 184,000									
23							¥ 266,700	¥ 240,300	¥ 222,800	¥ 222,800	¥ 216,700	¥ 202,700	¥ 188,500									
24							¥ 271,700	¥ 244,600	¥ 227,900	¥ 227,900	¥ 222,500	¥ 207,500	¥ 183,000									
25							¥ 256,000	¥ 230,300	¥ 208,300	¥ 208,300	¥ 202,500	¥ 207,500	¥ 183,000									
26							¥ 261,000	¥ 235,200	¥ 210,800	¥ 210,800	¥ 205,000	¥ 192,300	¥ 179,500									

備考 この表の陸海空の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

院規則で定めるものをいう。

5 前各項に規定するもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

6 第六条の規定は、義務教育等教員特別手当について準用する。

附則第一項を次のように改める。
(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の給与法」という。)附則第七項から第十一項までの規定並びに附則第十項の規定による改正後の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び附則第十一項の規定による改正後の市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の規定は昭和五十一年四月一日から、改正後の給与法第十条の三、第十一條、第十二條の六、第十二條、第二十二條及び別表第一から別表第八までの規定は昭和五十二年四月一日から適用する。

附則第三項中「改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)」を「第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の給与法」という。)」に、「改正後の法」を「改正後の給与法」に改める。

附則第五項中「改正前の法」を「改正前の給与法」に改める。

附則第六項及び附則第七項中「改正前の法」を「改正前の給与法」に、「改正後の法」を「改正後の給与法」に改める。

附則第十項を附則第十一項とし、附則第九項を附則第十項とする。

附則第八項中「次項及び附則第十項」を「附則第十項及び附則第十一項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

9 第二条の規定による改正後の国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の規定は、この法律の施行の日の属する月の翌月分の義務教育等教員特別手当から適用し、この法律の施行の日の属する月の月分

の義務教育等教員特別手当については、なお従前の例による。

昭和五十二年十二月二十六日印刷

昭和五十二年十二月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局